

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都世田谷区第十五支部	鈴木 昌二	H27. 3. 31
自由民主党東京都杉並区第十一支部	大泉 時男	H27. 2. 28
みんなの党東京都練馬区議会第3支部	山田 一義	H26. 11. 27
みんなの党東京都多摩市議会第2支部	桐木 優	H26. 11. 28
みんなの党東京都西東京市議会第1支部	森田 勲	H26. 11. 27

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
明日の日本を創る会	荒川 照夫	H27. 2. 28
新しい政治を考える会	鈴木 義浩	H27. 3. 15
石倉由美子後援会	和田 信秀	H27. 3. 1
石田ひろことママチャリ会議	石田 裕子	H27. 3. 3
伊藤公介連合後援会	草薙 一郎	H27. 2. 28
上杉裕之後援会	上杉 理香	H27. 3. 25
内田いおり後援会	沓澤 亮治	H27. 2. 23
榎戸直文後援会	榎戸 直文	H27. 3. 27
岡林ひろか後援会	岡林 裕佳	H27. 3. 13
小川かつみ後援会	小川 正道	H27. 3. 31
菅東一後援会	野口 十三雄	H27. 3. 1
北川かつしげ励ます会	北川 雄重	H27. 3. 27
熊倉ふみ子後援会	布施 栄	H27. 3. 25

●東京都選挙管理委員会告示第六十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

こうとう維新の会	川北 直人	H27. 3. 28
さとう純子後援会	筧 証	H27. 3. 20
清水てるゆき後援会	竹内 宏夫	H27. 2. 24
鈴木昌二後援会	高橋 泰光	H27. 3. 31
鈴木義浩会	鈴木 義浩	H27. 3. 15
生活都市東京をつくる会	篠原 ますみ	H27. 3. 1
清風会	田中 清勝	H27. 3. 23
高橋かおる後援会	高橋 薫	H27. 3. 17
高畑ひさ子後援会	網野 正明	H27. 3. 30
武田まさひと後援会	富永 順次郎	H27. 2. 27
田中清勝とチャレンジ立川21	田中 清勝	H27. 3. 23
内藤和男後援会	内藤 和男	H27. 3. 5
日本一の福祉の町を進める会	浜田 敏郎	H27. 3. 4
にとう泰明後援会	二藤 泰明	H27. 2. 28
原たけひろ後援会	斉藤 潤	H27. 3. 19
藤田俊彦後援会	藤田 俊彦	H27. 3. 25
星ひろ子と手をつなぐ会	藤原 裕子	H27. 3. 1
星ひろ子を育てる会	柳澤 安夫	H27. 3. 1
まえお俊子後援会	古屋 孝夫	H27. 3. 15
宮沢信男後援会	芹田 光司	H27. 2. 15
山田たくじ後援会	山田 拓史	H27. 3. 6
吉村みな後援会	長崎 秀惟	H27. 3. 15

渡辺じゅん子後援会	高橋 邦宏	H27. 3. 15
-----------	-------	------------

●東京都選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
石毛 航太郎	市議会議員	石毛航太郎友の会	小平市花小金井1-29-9	H27. 3. 30
遠藤 千尋	市議会議員	多摩市の明日を考える会	多摩市東寺方1-1-10	H27. 3. 10
大泉 泰政	区議会議員	大泉やすまさ後援会	杉並区永福2-51-14	H27. 3. 6
大菊 健太	市議会議員	大菊けんた事務所	調布市布田1-1-1	H27. 3. 12
河村 孝	市長	河村孝後援会	三鷹市井の頭1-14-23	H27. 3. 19
久保蘭 悠	区議会議員	久保蘭悠後援会	新宿区西新宿5-5-10	H27. 3. 24
久保田 英文	区長	未来へはばたく世田谷の会	世田谷区梅丘3-13-9	H27. 3. 18
斉藤 里恵	区議会議員	斉藤りえ後援会	北区上十条2-25-14	H27. 3. 11
坂井 宏爾	区議会議員	坂井こうじを応援する会	世田谷区三軒茶屋2-6-2	H27. 3. 12
笹沼 隆一	区議会議員	ささぬま隆一後援会	文京区白山2-12-2	H27. 3. 12
佐藤 研吾	区議会議員	佐藤けんごを育てる会	杉並区下高井戸3-3-3	H27. 3. 30
清水 孝治	都議会議員	清水こうじ後援会	立川市若葉町2-21-2	H27. 3. 19
中江 美和	市議会議員	なかえみわ後援会	小平市学園東町3-7-29	H27. 3. 31
橋本 敏政	市議会議員	橋本としまさ後援会	多摩市馬引沢2-13-10	H27. 3. 26
長谷川 隆夫	区議会議員	長谷川隆夫後援会	練馬区旭町1-22-8	H27. 3. 9
一柳 直宏	区議会議員	一柳なおひろ後援会(ひとつ会)	渋谷区代々木5-34-22	H27. 3. 5
宮城 啓太	区議会議員	宮城けいた後援会	品川区東品川3-14-34	H27. 3. 6
村上 洋子	市議会議員	村上洋子とまちづくりの会	稲城市百村1608-3	H27. 1. 6
山縣 祐史	区議会議員	渋谷から世界を真剣に考える会	渋谷区本町4-7-4	H27. 3. 20

山田 拓史	市議会議員	ふるさと狛江を育む会	狛江市和泉本町1-22-22	H27. 3. 6
山本 亨	区長	すみだの夢を実現する会	墨田区向島4-28-11	H27. 3. 13
李 小牧	区議会議員	李小牧後援会	新宿区歌舞伎町1-23-13	H27. 3. 13
渡邊 武	区議会議員	中野総合政策研究所	中野区本町4-8-18	H27. 3. 4

●東京都選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
青柳 吉季	墨田の福祉を良くする会	政治団体の名称	墨田の福祉を良くする会	青柳よしき後援会	H27. 3. 4
池尻 成二	いけじり成二と練馬区政を語る会	公職の種類	区長	区議会議員	H27. 3. 19
		公職の種類	区議会議員	区長	H27. 3. 19
伊沢 桂子	伊沢けい子後援会	公職の種類	市議会議員	都議会議員	H27. 3. 13
小川 暁男	小川あきお後援会	公職の種類	市議会議員	市長	H27. 3. 19
小野 憲一郎	おのけんサポータークラブ	公職の種類	都議会議員	区議会議員	H27. 3. 11
		公職の種類	区議会議員	都議会議員	H27. 3. 11
鴨志田 リエ	鴨志田リエ後援会	公職の種類	根室市長	都議会議員	H27. 3. 4
		公職の種類	区議会議員	根室市長	H27. 3. 4
北里 貞之	北志会	公職の種類	市議会議員	都議会議員	H27. 3. 11
		政治団体の名称	北志会	北里貞之志援会	H27. 3. 11
桐木 優	桐木優の会	主たる事務所の所在地	東京都多摩市落合1-5-11	東京都多摩市豊ヶ丘1-61-1	H27. 3. 26
小枝 寿美子	小枝すみ子と歩く会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	H27. 3. 25
今野 弘美	今野弘美後援会	主たる事務所の所在地	東京都中央区湊1-13-2	東京都中央区湊1-8-13	H27. 3. 2
関口 太一	関口太一後援会	主たる事務所の所在地	東京都世田谷区宇奈根2-5-2	東京都世田谷区上馬4-23-7	H27. 3. 30
高村 直樹	高村なおき後援会	主たる事務所の所在地	東京都江東区猿江1-22-9	東京都江東区南砂2-10-6	H27. 3. 11
本目 さよ	本目さよと笑顔をつくる会	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野桜木2-1-9	東京都台東区谷中3-24-8	H27. 3. 25
町田 高	町田たかし後援会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	H27. 3. 23

森谷 歩美	歩み会	代表者の氏名	森谷 歩美	梶 歩美	H27. 3. 12
山崎 英昭	山崎英昭を育てる会	公職の種類	市議会議員	都議会議員	H27. 3. 16
山本 弘子	山本ひろこ後援会	主たる事務所の所在地	東京都杉並区高円寺南2-45-18	東京都杉並区高円寺南3-36-15	H27. 3. 17

●東京都選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次とおり公表する。

平成二十七年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の 指定の取消しの 届出をした者の 氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
石田 裕子	市議会議員	石田ひろことママチャリ会 議	東京都西東京市保谷町6-2 5-1	H27. 3. 9
榎戸 直文	市議会議員	榎戸直文後援会	東京都青梅市滝ノ上町130 5	H27. 3. 27
岡林 裕佳	都議会議員	岡林ひろか後援会	東京都渋谷区恵比寿南3-1 -26	H27. 3. 13
北川 雄重	区議会議員	北川かつしげ励ます会	東京都練馬区平和台2-50 -7	H27. 3. 31
久保田 英文	区長	未来へはばたく世田谷の会	東京都世田谷区梅丘3-13 -9	H27. 3. 23
鈴木 寛	参議院議員	寛政会	東京都千代田区永田町2-1 7-3	H27. 3. 24
鈴木 義浩	区長	鈴木義浩会	東京都世田谷区松原5-42 -10	H27. 3. 16
高橋 薫	市議会議員	高橋かおる後援会	東京都武蔵村山市残堀5-5 6-48	H27. 3. 17
田中 清勝	市議会議員	清風会	東京都立川市栄町3-41- 31	H27. 3. 24
内藤 和男	市議会議員	内藤和男後援会	東京都八王子市元八王子町2 -3371-8	H27. 3. 5
藤原 裕子	都議会議員	星ひろ子と手をつなぐ会	東京都昭島市朝日町1-4- 5	H27. 3. 26
山田 拓史	市議会議員	山田たくじ後援会	東京都狛江市和泉本町1-2 2-22	H27. 3. 6

●東京都選挙管理委員会告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

二一七、五〇九

●東京都選挙管理委員会告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十七年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

一、四五九、四三一

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に

六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十七年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区 15,405

中央区選挙区 38,131

港区選挙区 63,265

新宿区選挙区 86,234

文京区選挙区 56,782

台東区選挙区 51,767

墨田区選挙区 71,381

江東区選挙区 132,304

品川区選挙区 103,950

田黒区選挙区 75,651

大田区選挙区 164,418

世田谷区選挙区 188,019

渋谷区選挙区 61,049

中野区選挙区 89,879

杉並区選挙区 144,209

豊島区選挙区 74,875

北区選挙区 93,173

荒川区選挙区 54,564

板橋区選挙区 141,388

練馬区選挙区 164,054

足立区選挙区 157,163

葛飾区選挙区 121,447

江戸川区選挙区 155,792

八王子市選挙区 142,751

立川市選挙区 48,695

武蔵野市選挙区 39,619

三鷹市選挙区 49,849

青梅市選挙区 37,544

府中市選挙区 68,295

昭島市選挙区 30,480

町田市選挙区 114,955

小金井市選挙区 32,254

小平市選挙区 50,112

日野市選挙区 49,027

西東京市選挙区 53,955

西多摩選挙区 68,875

南多摩選挙区 63,495

北多摩第一選挙区 83,301

北多摩第二選挙区 53,128

北多摩第三選挙区 83,475

北多摩第四選挙区 51,853

島部選挙区 7,475

告示(公)

●東京都公安委員会告示第231号

暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第3条第1項の規定により、次の東京都暴力追放運動推進センターから代表者の氏名の変更

の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年6月26日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

1 変更の届出があった東京都暴力追放運動推進センター公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

2 変更に係る事項

代表者の氏名

旧 原 哲也

新 藤原 孝

3 変更年月日

平成27年6月10日

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

平成二十七年六月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千二百九十六回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 平成二十七年十月十四日から同月二十七日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して八千八百九十万

円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千八十九万九千四百十二円

八 その他発売経費 発売総額に対して三十万円

九 受託申請期限 平成二十七年七月十日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千二百九十七回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十七年十月十四日から同月二十七日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千四百五十二万四千五百円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百六十三万六千一百円

八 その他発売経費 発売総額に対して千九百三十八万円

九 受託申請期限 平成二十七年七月十日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千二百九十八回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 五億円 二百万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十七年十月二十八日から同

年十一月十日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して二億二千三百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千五百二十一万八千五百二十二円

八 その他発売経費 発売総額に対して千九百九十五万円

九 受託申請期限 平成二十七年七月十日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千二百九十九回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 四億円 二百万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十七年十一月十一日から同月二十四日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して一億七千九百七十四万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千六百四十七万五千二百七十二円

八 その他発売経費 発売総額に対して二千五百八十四万円

九 受託申請期限 平成二十七年七月十日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千三百回東京都宝くじ

一 名称	第二千三百六回東京都宝くじ	一 名称	第二千三百八回東京都宝くじ	一 名称	第二千三百十回東京都宝くじ
二 発売総額及び枚数	二億円 二百萬枚	二 発売総額及び枚数	五億円 二百五十萬枚	二 発売総額及び枚数	一億五千萬円 百五十萬枚
三 証券金額	一枚百円	三 証券金額	一枚二百円	三 証券金額	一枚百円
四 発売期間	平成二十八年二月三日から同月十六日まで	四 発売期間	平成二十八年二月十日から同月二十三日まで	四 発売期間	平成二十八年二月二十四日から同年三月八日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対して八千六百九十万円	五 当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百四十万円	五 当せん金の総額	発売総額に対して六千四百七十五万円
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千二十七万三千六百五十二円	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して四千五百十八万二千七百七十二円	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百九万六千二百四十円
八 その他発売経費	発売総額に対して千三十万円	八 その他発売経費	発売総額に対して千九百九十五万円	八 その他発売経費	発売総額に対して七百七十二万五千円
九 受託申請期限	平成二十七年七月十日	九 受託申請期限	平成二十七年七月十日	九 受託申請期限	平成二十七年七月十日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一 名称	第二千三百七回東京都宝くじ	一 名称	第二千三百九回東京都宝くじ	一 名称	第二千三百一十一回東京都宝くじ
二 発売総額及び枚数	三億円 百五十萬枚	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十萬枚	二 発売総額及び枚数	三億円 百五十萬枚
三 証券金額	一枚二百円	三 証券金額	一枚二百円	三 証券金額	一枚二百円
四 発売期間	平成二十八年二月三日から同月十六日まで	四 発売期間	平成二十八年二月十七日から同年三月一日まで	四 発売期間	平成二十八年二月十七日から同年三月一日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対して一億三千四百七十六万円	五 当せん金の総額	発売総額に対して二千七百三十八万九千九百十六円	五 当せん金の総額	発売総額に対して一億三千四百七十万円
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千二十七万三千六百五十二円	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千九百三十八万八千二百八十八円	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百四十五万二千五百二十円
八 その他発売経費	発売総額に対して千三十万円	八 その他発売経費	発売総額に対して千九百三十八万八千二百八十八円	八 その他発売経費	発売総額に対して千九百三十八万八千二百八十八円
九 受託申請期限	平成二十七年七月十日	九 受託申請期限	平成二十七年七月十日	九 受託申請期限	平成二十七年七月十日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。	十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。

<p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成二十八年三月二日から同月十五日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千四百五十四万五千五百円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百六十一万七千六百六十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千九百三十八万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十七年七月十日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千三百十三回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成二十八年三月十六日から同月三十一日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千四百七十三万九千円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百四十二万三千七百八十一円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千九百三十八万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十七年七月十日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年六月二十六日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人毛細血管・研究会</p> <p>三 代表者の氏名 三浦 一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区清川一丁目七番六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、毛細血管にかかわる研究・情報の交換を通じて知識を共有し、新たな研究を経て学会発表を視野に入れて活動するとともに、新薬・医療機器の治験を支援して医療の発展向上と社会貢献を図ることを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十七日</p>	<p>一 名称 第二千三百十二回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 一億五千万円 百五十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 平成二十八年三月十六日から同月二十九日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して六千四百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千五百二十五万四千三百五十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して七百七十二万五千円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十七年七月十日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千三百十四回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 四億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成二十八年三月十九日から同月三十一日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億八千三百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千五百八十八万七千二百十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千五百九十六万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十七年七月十日</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年五月二十七日</p>
---	--	---	---	--	-------------------------------------

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ロックハンプトン・マネジメント・フィランソロピック・ファンド

三 代表者の氏名

ERIC DONALD FORDAY (エリックドナルド フォーデイ)、金子 伊津子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目十二番三十二号 アーク森ビル 二十二階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に経済的に恵まれず教育を受けられない人たちを対象として、学校入学準備のための経済的支援、学校等(専門学校、研修等含む)の学費の援助、教育機会を得るための準備資金の支援、及び本会の活動目的に関連する団体及び個人との連絡、情報交換事業等を通じて、こども達の自立心、音楽力、身体力、人間力、語学力を育むことにより、次代を担うこども達の健全育成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ニューホライズンプロジェクト

三 代表者の氏名

相原 志保

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区北品川二丁目十五番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、子どもたちに対し、教育の機会、働く機会、海外との交流の機会を提供すること、並びに女性に対し、社会的活動における平等な機会の提供に努めることにより、子どもたちおよび女性が健やかに暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人移動販売社

三 代表者の氏名

松尾 秀文

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五十九番四号 クエストコート原宿四〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、移動販売事業者に対する教育を軸とし、社会に対し安心・安全な食の提供を行う。地域や福祉施設などとコミュニケーション活動することで社会貢献を行い、移動販売車の機動力を活かした日本全国を繋げる社会づくりを行うことで、まちづくり・経済・観光・福祉の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人終活コンシェルジュ地の塩

三 代表者の氏名

牛島 昌子

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区上石神井一丁目四十二番七ー一〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、相続・遺言・成年後見を中心とした無料相談会や市民後見人の育成セミナーなどを開催することで、人が老後も安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条

条第一項の規定により白金一丁目東部北地区市街地再開発

組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があった

ので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年六月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 氏名

押見 裕司

二 住所

港区白金一丁目三番二十八号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規

定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画事業の種類及び名称
別表のとおり

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称
事業地の所在
事業認可の告示
所管事務所

東京都計画道路
千代田区丸の内二丁目及び丸の内一丁目地内
平成二十七年三月三十一日
第一建設事務所
東京都計画道路
九十七号線
及び補助線街路
第九十八号線
千代田区丸の内二丁目地内
平成二十七年三月三十一日
第一建設事務所
関東地方整備局告示
第二百七号

東京都計画道路
杉並区下井草一丁目及び阿佐谷北六丁目並びに中野区白鷺二丁目及び白鷺一丁目地内
平成二十七年三月三十一日
第三建設事務所
関東地方整備局告示
第二百八号

立川都市計画道路
武蔵村山市榎三丁目、本町一丁目及び二丁目、三ツ藤一丁目、二丁目及び三丁目並びに三ツ木一丁目地内
平成二十七年三月三十一日
北多摩建設事務所
関東地方整備局告示
第二百九号

立川都市計画道路
武蔵村山市学園一丁目、中央一丁目、榎三丁目及び本町一丁目地内
平成二十七年三月三十一日
北多摩建設事務所
関東地方

雑報

整備局告示
第二百九十号

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十七年六月二十六日

全国都道府県知事の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称
第六百八十五回全国自治宝くじ
三百九十億円 一億三千万枚
(三十億円を一単位(一ユニット)として十三
単位(十三ユニット)。)
- 二 発売総額及び枚数
一枚三百円
- 三 証券金額
平成二十七年九月二十八日から同年十月十六日
まで
- 四 発売期間
発売額三十億円に対して十四億一千九百九十万
円
- 五 当せん金の額
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 六 委託対象事務の範囲
発売額三十億円に対して二億五百四十万一千八
百五十二円
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売額三十億円に対して一億二千七百五十万円
平成二十七年七月十日
- 八 その他発売経費
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。
- 九 受託申請期限
- 十 その他

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十七年六月二十六日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称
第六百八十六回全国自治宝くじ
二十八億円 千四百万枚
一枚二百円
- 二 発売総額及び枚数
平成二十七年十月二十八日から同年十一月十日
まで
- 三 証券金額
発売総額に対して十二億七千三十六万円
- 四 発売期間
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 五 当せん金の総額
発売総額に対して二億五千三百四万二千二百七
十二円
- 六 委託対象事務の範囲
発売総額に対して一億六千七百四十四万円
平成二十七年七月十日
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

- 一 名称
第六百八十七回全国自治宝くじ
二十四億円 千二百万枚
一枚二百円
- 二 発売総額及び枚数
平成二十七年十一月二十五日から同年十二月八
日まで
- 三 証券金額
発売総額に対して十億八千七百二十万円
- 四 発売期間
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 五 当せん金の総額
発売総額に対して二億一千八百四十二万七千八
百四十円
- 六 委託対象事務の範囲
発売総額に対して一億四千三百五十二万円
平成二十七年七月十日
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

一 名称
第六百九十回全国自治宝くじ
六十億円 三千万枚

三	証票金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十八年一月一日から同月十五日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二十七億二千五百五十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して五億三千八百九十六万四千二百八十円
八	その他発売経費	発売総額に対して三億五千八百八十万円
九	受託申請期限	平成二十七年七月十日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。